

# 簡易吸収分割公告

2021年10月29日

株主及び債権者各位

東京都港区芝浦三丁目1番1号  
サントリー食品インターナショナル株式会社  
代表取締役 斎藤 和弘

当社（以下「甲」といいます。）は、吸収分割によりサントリービバレッジサービス株式会社（住所：東京都新宿区荒木町13番地4、以下「乙」といいます。）のグループ経営本部及び事業推進本部が営む事業（サントリービバレッジソリューション株式会社とサントリーフーズ株式会社との間の2021年10月15日付吸収分割契約に基づきサントリービバレッジソリューション株式会社からサントリーフーズ株式会社へ承継される事業を除きます。）、機材運営管理事業（機材の貸与に係る事業を除きます。）並びに不動産管理事業（2021年10月15日においてサントリービバレッジソリューション株式会社が営んでおり、同社と乙の間の2021年10月15日付吸収合併契約に基づく吸収合併の効力発生後に効力発生日において乙が営む事業を含みます。）（以下「本事業」といいます。）並びに本事業以外の事業に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。

効力発生日は2022年1月1日であり、甲は、会社法第796条第2項の規定により株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を行うことを決定しております。

会社法第796条第3項に基づき、本吸収分割に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりお申し出下さい。

本吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載紙 官報

掲載の日付 2021年3月29日

掲載頁 159頁（号外第72号）

以上